

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、薬局における感染予防策について現状の情報を報告させていただきます。

薬局には、多くの患者や医療関係者が出入りします。

薬局職員の感染は薬局の業務に支障をきたし、地域医療への影響も大きくなることから、正確な知識を持って感染予防に努めております。

ここに取り上げるのは、松阪地薬剤師会会営センター薬局における感染予対策の取り組みです。

センター薬局は、感染症指定医療機関及び地域救急病院の門前薬局でもあり、薬局における感染防止対策の取り組みが、地域の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、最大限の注意をはらって新型コロナウイルスの感染予防に取り組んでおります。

◆ 職員の健康管理

- ・ 毎日、所属長は健康チェックシートにて職員の体調確認を行う
- ・ 37.5℃以上の発熱がある場合、もしくは体調が悪い場合は、出勤をしない
- ・ 県外並びに感染流行地域への移動は自粛する
- ・ 日常生活において、密閉空間、人が密集する場所、密接を避けるように心がける

◆ 職員の感染防止策

- ・ 勤務中はマスクの着用する
- ・ 必要に応じて適宜、手指消毒を徹底する

◆ 薬局内設備の感染防止

- ・ 受付カウンターに防護ビニールシート及びアクリル板を設置する
- ・ 薬局出入り口に手指消毒用アルコールを設置して患者へ手指消毒を依頼する
- ・ 投薬カウンターは可能な限り患者同士が近距離にならないようにする
- ・ 待合椅子は患者同士の距離がとれるように必ず1人分の間隔をあける
- ・ 患者へのマスク着用の依頼及びマスクの無い患者にはマスクを配布する
- ・ 待合室は適切な頻度で喚起する
- ・ 待合椅子または受付カウンターは適切な頻度で消毒剤を用いて清掃する
- ・ 吸入指導をする患者の飛沫感染を予防するために、フェイスシールドを着用する

◆ 休憩室

- ・ 職員が休憩室で2人以上密集しないように時間を分けることと距離を離すなどの配慮をする
- ・ 休憩室は適切な頻度で喚起する

◆ 外部関係者の立ち入り

- ・ 外部関係者との対面での面会は可能な限り避ける
- ・ 外部関係者が立ち入る際は、職員が行う感染防止策を求める

◆ 学校の休校によるこどもの対応

- ・ こどもが預けられる状態でない職員は、こどもを連れて出勤することを許可する

